

平成26年度 第1次定期監査実施報告書 (抜粋)

1. 監査の期間

平成26年10月9日(木)～平成26年12月25日(木)

2. 監査の対象及び説明聴取月日

総務部	税務課	11月 11日
	納税課	11月 12日
健康福祉部	こども課	11月 12日
	幼保一元化整備室	
建設部	市街地開発事務所	11月 11日
市民病院		11月 11日
訪問看護ステーション		11月 11日
消防本部	総務課 予防課 警防課 橋本消防署 橋本北消防署	
出納室		
教育委員会	学校教育課(教育相談センターのみ)	
	学校給食センター	11月 12日
	中央公民館(地区公民館等を含む)	11月 12日

3. 監査の方法

平成26年9月末現在の財務に関する事務及び事業の管理について、法令・規則等に適合し、かつ経済性を考慮し、効率的、有効的に執行されているか、関係書類を審査した上、担当職員から説明を聴取して監査を実施した。

4. 監査の結果

業務の執行は、全般的に法令・規則に準拠して、概ね適正に処理されているものと認められた。ただし、業務の執行及び事務処理の中で改善及び検討すべき事項については、その旨指摘した。

なお、監査結果の概況は、以下のとおりである。

指摘事項

税務課

1. 市税還付金（加算金を含む）の中には課税誤り、事務処理の不備等によるものも少なくない。これは、地方税法等関係法令や法令改正の内容について、正しく理解されていなかったこと等によるもので、今後は、法令改正時、また他の自治体において特筆すべき誤った事例があった時には、研修会等を開催し情報を共有化すると共に、コンプライアンスの推進を図られたい。

納税課

1. 督促手数料（現行 50 円）の改定については以前から口頭による指摘をしているところであり、県下でも他の 8 市の内、4 市が見直しをされている。また、コストが約 77 円かかっていることは、通常の納期限内に納付している市民に対して公平な負担となっていないことから、本市においてもコスト相応の手数料を徴収するべきではないか。
2. 市税収納状況について、平成 25 年度は対前年度比 0.47 ポイント改善されているものの県下では 9 市中 7 位である。収納率上位の都市の徴収対策や取り組み状況について、先進地の視察研究を行うなど、スピード感を持って収納率向上への対策を講じられたい。

こども課

1. 保育所運営費保護者負担金について、滞納額が 50 万円（12 か月分以上）を超える保護者が 11 名、この内サラリーマン平均給与 409 万円（国税庁 HP より）以上の収入がある保護者は 4 名である。担当課において、納付相談や児童手当からの振替承諾等も進めているが、この保育所運営費保護者負担金は強制徴収公債権であり、悪質なケースについては財産調査等を行い、法的措置対応に取り組まれたい。

市街地開発事務所

1. 再開発住宅は現在、全 69 戸中 27 戸が入居（内 17 戸に永住権があり使用料収入として家賃を収納）しているが、今後本市の開発計画の見直しに沿って、入居戸数のシュミレーションも見直すべきではないか。その結果によっては、入居条件等について、再開発住宅建設補助金を受けていた市街地開発事業所管の国土交通省との協議も必要と考える。
2. 家賃滞納者 3 名の内、1 年以上の長期間にわたる 2 名に対しては、明け渡し交渉や連帯保証人への督促も行われたい。
また、低所得や病気等で減免又は徴収猶予が必要な場合も考慮し、検討してはどうか。

市民病院

1. 地域医療機関との連携については以前から取り組まれているものの、地域の医療機関から市民病院への紹介率の推移状況を見てもあまり効果が表れていない現状である（24年度平均 26.6%、25年度平均 27.9%、26年度平均 27.6%）。一方、市民病院から地域医療機関への逆紹介率は、24年度平均 19.3%から 26年度平均 27.9%と伸びていることから、今後もお一層積極的に連携強化に努め、紹介率向上に取り組まれない。
2. 資産台帳の整理において、前年度以前に経理上で除却処理した機器等について、紙ベースの台帳整理がなされておらず、これは橋本市病院事業会計規程 第 104 条「固定資産の増減、異動及び現状を常に明らかにしておかなければならない」に則していない。今後は、購入等異動があった際には随時、システムへの入力と併せて、紙台帳も整理されたい。
3. 高額医療機器の使用頻度についてはデータ分析をし、医療機器更新時の判断材料として管理されたい。
4. 「生ゴミ処理機保守」「原価計算システム保守」外 2 件の委託契約について、自動更新契約となっており、翌年度以降予算の裏付けがないことから適正ではないため、法令に基づく長期継続契約、または単年度契約に改められたい。

訪問看護ステーション

1. 現在、厚生労働省は在宅医療・介護を推進しているところであるが、本市訪問看護ステーションの今年度業績は、前年度に比べ利用者数が大きく減少し、また訪問看護サービスにおける民間事業者シェアが高まってきていることも推測される（橋本市における本ステーションのシェア推計 14%）。このことから、今後、橋本市訪問看護ステーションとして、開業医との連携システムの再構築体制を進展させ、利用者の拡大を図っていく必要があると考える。

学校給食センター

1. 学校給食費徴収金について、滞納額が多額で 1 年以上滞納している児童・生徒（保護者）がいる学校は 7 校であるが、滞納者数及び一人当りの滞納金額、滞納原因についても確認し、学校と連携して回収対策に取り組まれない。
2. 学校給食費徴収金の口座振替率が下位の学校に対して、現在、現金払いの児童・生徒（保護者）を口座振替に変更するよう働きかけられたい。

中央公民館

1. 「市民総合文化祭実行委員会」「県展橋本展実行委員会」「子ども達に科学をの会」

「岡潔数学 WAVE」これらは中央公民館内に事務局が設置され、行政財産を使用しているところであるが、行政財産使用に係る許可等の手続きがとられていない。今後は、公有財産規則第 13 条 第 2 項「行政財産使用許可申請書を提出させる」また同規則第 13 条 第 3 項「行政財産使用料減額・免除申請書を提出させる」の規定に基づき、許可及び免除の手続きをとられたい。

2. 委託料や補助金を受けている実行委員会等で、事務局が中央公民館内にあり、同館職員が会計事務を行っている場合があるが、同一職員が支出・収納事務の全てを行うことのないよう相互牽制機能を働かせ、適正な事務の執行に努められたい。

中央公民館（地区公民館）

1. 利用許可申請書の「使用料」欄の金額の記入もれや、「有料」欄のチェックもれがある。また、免除団体が使用の場合、「免除の区分」のチェックもれがある。各申請書は記入もれのないようにされたい。
2. 申請内容に変更があった場合には、利用許可申請書に変更内容を明記すること。
3. 利用許可申請書・使用料免除申請書のあて先が館によって統一されておらず、(文教施設利用に関する条例第 4 条、第 9 条より)「教育委員会」に統一されたい。
4. 各館毎に年度当初に使用料免除の決裁を受けているが、年度途中で、免除団体(サークル等)が追加された場合にも、その都度、使用料免除の許可手続きをとられたい。
5. 納付書記入簿兼現金出納簿は、「納入者」及び「受付者」を記入するように改善されたい。